

# 新型コロナウイルス感染症関連情報

## 新型コロナワクチン4回目接種について

新型コロナワクチンの4回目接種を実施しています。接種券発行申請や集団接種の実施時期などについて、詳しくは市ホームページをご確認ください。



**対**本市住民基本台帳に記載があり、3回目接種完了から5カ月以上経過し、次表の①または②に該当する人（変更の可能性あり）

**接種場所**集団接種会場（市内公共施設）、市内医療機関、大規模接種会場（国などが実施）など

**問**岸和田市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0570 - 077 - 664

	対象	接種券
①	60歳以上の人	3回目接種完了から5カ月経過頃に発送予定
②	18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める人	接種券発行申請をし、3回目接種完了から5カ月を経過した人に発送予定

## 臨時特別給付金の対象者が拡大

令和4年度の住民税が課税から非課税となった世帯に、10万円を給付します。対象世帯には確認書、対象と思われる世帯には申請書を送付しますので、9月30日(金)までにオンラインまたは郵送で申請してください。

**対**令和4年6月1日において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（令和3年度分受給世帯、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く）

**問**岸和田市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎ 050 - 5830 - 6817



## 傷病手当金の支給対象期間を延長

市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、雇い主から給与の支払いを受けている人で、新型コロナウイルス感染症の療養のため（疑いを含む）、勤務予定があるものの4日以上勤務できず、給与の全部または一部を受けとることができない場合、傷病手当金を支給します。申請書は郵送します。詳しくはお問い合わせください。

**支給対象期間**令和4年9月30日まで

**問**健康保険課保健給付担当 ☎ 423 - 9457、後期高齢者医療担当 ☎ 423 - 9468

## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給

低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。支給要件や申請方法、必要書類など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

### ■ひとり親世帯分

**対・申**表⑦の①～③のいずれかに該当する人（ひとり親世帯以外分を受給済みの場合は対象外）

**給付額**児童1人につき50,000円

**問**子ども家庭課子育て給付担当 ☎ 423 - 9624

### ⑦ひとり親世帯分 支給対象

対象	申請
①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要
②公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止となっており、児童扶養手当の支給制限限度額を下回っている人	申請方法は市ホームページを確認
③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	

### ■ひとり親世帯以外分

**対・申**18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等のうち、表①の所得要件（AまたはB）と養育要件（①～⑥のいずれか）に該当する人（ひとり親世帯分を受給済みの場合は対象外）

**給付額**児童1人につき50,000円

**問**子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター ☎ 437 - 1012

### ①ひとり親世帯以外分 支給対象（所得要件と養育要件）

所得要件	養育要件	申請
A 令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の人	①令和4年4月分の児童手当の受給者（公務員を除く）	不要
	②令和4年4月分の特別児童扶養手当の受給者	
	③令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当受給資格の認定または額改定の認定を受けた人	
	④令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当受給資格の認定または額改定の認定を受けた人	
B 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人	⑤令和4年4月分の児童手当の受給者（公務員）	申請方法は市ホームページを確認
	⑥令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する人または令和4年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った人	
	養育要件①～⑥に該当	